のべている。

(1) 全営工作ははじめてであり、処もために最初は非常恐怖心よりから
実践すれば当然なことはない。

(2) 勇気と確信を持つことが出来たし、大胆になった、如何なる情勢のもと
ても仕事がやれる様うになった。

(3) 恐怖心と日和見のためにヒラをまく時にも最初は仲になりなかった天が
一回二回と回もかさねると三回目からはどうコキの名人になって後は平気
になってしまった。ヒラをまいて帰って来る時の気持はなんともいえ
ない気持である。

(4) 今までの自分の日和見を安員良くわかった、工場内えん入る時にも
すぐ日和見かあて最初は仲々入れなかったが今では必んな所ても
入れるようになった。

福岡市警察局

は) 各営工作のやり方を習うに――これなら地方に帰っても各営工作が
もち来る。
ろ) 今までは唯々地方の指導者の命令に従うだけで行動をしれか
からは創意性を発揮すれば指導者がいなくても仕事が出来
ようになった。
ほ) ヒラからかけるようになった
へ) 今迄はや方ひは指導者のつもりでゐなく坐っていてやれ
と ハッタリばかり掛けたが実際と自分がやって見ると良くわかる。
斡部自身が各営工作をやって見ることが必要である。
り) 自分の理論が如何に実践とはなれた宙ういたものであるかを知
った――理論と実践の統一がわかった(営生)
ぬ) 神奈川県え来て毎日各営から送られ送られるのを見て直接見て、
我々任務の重大性を痛感した。

(ル) 今迄の斗争は全く大衆の要求をはかけはなれた自分勝手に頭の中で考え作り上げた斗争であった。すべての斗争は大衆の具体的な要求を基礎としなければならないと云うことがはっきりわかった。

(オ) プロレタリヤートの規律、特に時間の重要性を良くわかった。

(ワ) 労働者と初めて接してよくして労働者の苦しめを初めて知り、日本の労働者も信来出来るようになった。

(カ) 物の考え方を学んだ。

(8) 指導の重点

指導者が工作の効果にはり目を向けると教育の面がおろそかになり勝ちである。この二つの目的を達成する為に指導者が教育の面を意識的に入れて行くことが大事である関東訓練所ではこの点を十分に注意をおいてやっている。

(ム) 物の考え方一般問題を通いて討論の時各階級別の物の見方と

一、考え方も徹底的に入れる。そのために第五期までは初めの五日間をやめて最初から質問をして討論をさせて自分達で訓示の結論をもっていく。

二、警官及び反動との闘争をはっきりさせる。これは最初の日から

三、工作の初歩～初めの二日間は具体的な情況をつかませる。（組合幹部ではなく）そして問題を出し、――ビラを手渡しして工場の入口の処ではらまいてから、翌日反響を聞いて手渡しして工場の入口の処ではらまいてから、翌日反響を聞いて

はらまいてから、警官及び反動は何故ビラを手渡さないで投げるのかを

きき行こう。労働者達は「何故」ビラを手渡さないで投げるのかを

考えさせる。労働者が池貝の労働者を馬鹿にする

ようにも程がある。君達が池貝の労働者を馬鹿にするのか

（裏頁）

とぶんかいしていた。事実二のオビラは手渡してもかまわないし、知
敵ハロ実をつけられるようなビラでないのハ工作隊は合法と非合法の
区別がわからず、日和見を起していゝものである。と自己批判」こん
☆ストロツク第四期の工作は圣宮内の情況をつかんで一千枚の
ビラを流して細胞と懇談会を持ち、青年寮を工作して五
人の青年と座談会を開いたら青年達は今後はもっと人を
集めるから時々来て懇談してくれと云っていた。青年はこちらから
ビラに対して非常に好感を持っている。七月三十日にはドツクの民
青団員十名を集めて座談会を開き共同斗争の約束した。
五期の工作隊も細胞と懇談会を持ち千百枚のビラを入
れて二人の工作隊が全員中え行ってアッピールをやり、工場内で
平和署名を取って来た。工場の中え入る時に二人は入うまくも
ぐって中へ入ったが、一人は三回も守衛につかまって面会室えま

わされ、四回目に入ることに成功した。この経験を通じて工場内への入る秘訣を「面会室に入るとだめだ」と述懐している。この工場内と雖も六十名の平和署名も取っている。

☆Q工場（P・D）——ここはP・D工場であるために警備がきびしくて工場内に入ることも出来ず、労働者の出勤退勤の時にスパイを中にはさましているために、之を恐れて労働者に何が話しかけても中の状態を中々話してくれない。こんな状態だから中の情況は全然わからない。だから今まで入れたビラも一般的にならざるを得なかった、勿論党でも具体的な情況をつかんでいなかった。どうしたら退勤の時に一人の労働者の後をつけて行って、その労働者の私宅まで行ってようやく中の情況を話してもらった。——判明したことは朝鮮向けの自動車を作っていること、工人の労働者がたおれていること、その為に毎日四、五人の労働者が入って

たまうないから一日約百名づつ仕事をやめる者がいるので毎日百名ずつ臨時工を募集していること、従組に約四百名が入っていることが全く産報化していること、等々であった。早速これらのことを入れたビラが、工場内の便所の中えもはられていると云っている。

⑥ 警官との斗争

(イ) オ一期の工作隊は工作の初日に二人の工作隊が署名運動に出掛けて悪質民団の密告によって逮捕された、この大失敗を厳重自己批判をした、或る日二人がビラはりの時一人の警官につかまったが、二人の工作隊は警官をたたきのめして無事に逃げて帰って来た、

(ロ) オ二期のA地区工作隊は地区の行動隊四人と六人で夜伝単をはる時に警官に追はれ、地区の行動隊四人はそ

国会図書館

つくり逮捕され、二人の工作隊は逃げ去って工場
ててかくれていた。一晩中警官が工場の中を廻り
を明かした、夜明け方になって警官はあきらめて帰って
しまったが、今度は工場の守卫のために出られなかった。
そこで守卫がねるのをいくら待っても守卫はねない、そのまま
工場内にいると出勤時間が近づいてくるので遂に意を決
して工場のヘイをとびこえて朝の六時に無事帰ったが
た、工場内でぐるぐる廻りながら夜を明かす時にはパルチザン
ザンの思いが何十回も去ったが知らない、パルチザンとは
るから良いが、吾々はもっとやりにくい。」と工作隊は
べている。

(2) Aで二人の工作隊がポスターをはっている時に一人の警官が
をつけた、すぐそばでは転安の労働者約三十名が仕事をしてい

たので工作隊は「このポスターが何故悪いんだ。労働者は無智だから効
う」になりつけた。すると警官は「労働者は無智だから効
うない」と云って二人を連行しようとした、そこえ労働者約三十
名が集って来て「労働者を侮辱するな」とさわいだので警官は
その二人を引き下って行った。（五月期生）

(二) 八月十二日はAで二人の工作隊が伝単をはっている所え一人の警官
が来て「今朝反戦ビラもはったのも君達だらうと云って連
行こうとした。二人が否定しながら頑張っていると警官ばそ
ばにいた、日本人「こいつ等が何故悪い人え行くが見てくれ」と云って(
警察署え連絡に行った、その時二人の工作隊は日本人に「貴男
も忙しいだらうから帰ったらどうですか。」と云ったら日本人は
「私はあの警官の顔を知っているから君達が逃げると困る」
と云って帰ろうとしなかった。この押問答をしている時た一人の

工作隊が逃げだした、一人をおっかけて行く内にもう一人も逃げてこまって二人とも無事に帰かんして来た、

(ホ) オ五期の甘班はD楳車場で公安官や警備員に三名も捕まって連捕された時は警察のがいけないんだ」と強力につかんで更に手をつかんで工作の中止をきめさせる、後の三日間は反撃をつかんで更に拳展させるためにはどうするかに目を向けさせ、どうすることを必ず工場内に入って行って工作をやらせる、

(ニ) 政治教育ー毎夜報告をやらせ工作活動の中で出て来た問題をとらえて討論をやる、時に個人的な行動についても批判と自己批判をやって方針を生かし決定を實行させる、

(ホ) 工作期間中は必ず徹底的な半争を二三回させて非合

活動を訓練する。

(ヘ) ビラは必ず自分等が論じて書くようにする、

(ト) 特に活動の成果をはっきり生させることが大事である、

(チ) 斗争の政治的及び組織的な目標をはっきりさせる、

(リ) 全期間を通じて規律を守り、特に決定は必ず実行させる、

(ヌ) 日和見の克服とプロレタリヤ的英雄心の高揚に向う訓練を受けた訓練生は朝鮮青年

(ル) このようにして一周間の訓練を受けた訓練生は朝鮮人運動の中核となって朝鮮人運動の地域の青年行動隊の中に帰り、それの先頭に立って武器の輸送及び製造を阻止する行動をやり、同時に日本の労働者との結合を強め、党を前進させて行くのほこりを持ち勇気と確信を持って各自地方に

福岡高裁蔵書

援護斗爭

このような青年の英雄的な活動がなされている一方では一般同胞は祖国防衛斗爭の一環をなして「一台の飛行機、一隻の軍艦を送ろうぜるな」「祖国を防衛することはこの青年の反戰活動を援護することである。民族の英雄青年を援護せよ」云ふ、「合言葉」のもとに全同胞が援護活動に立ち上っている。婦人は各家庭に援護袋をおいてお米の節約即ち一サジ運動をやっている、駅安の同胞の間で勝つまで一日拾メンパ運動が始っている、節煙、節酒運動をやっている処もある、東京では拾万卓運動を起こっている、こうして祖国防衛資金カンパ運動も始っている、こうして祖国防衛資金カンパ運動が広汎に今、行われている、そして数多くの「英雄の

の文」が績出、一ている、祖国防卫斗争の一環とーての平和投票にも全国胞が参加ーている、一各県とも目標も決めて少年と婦人がその中心になっている、川崎の少年団は八月十五日までに一万一千名の署名と四万七千余のはりのけている、

今後の問題

現在の運動を更に発展させ、質的にも高めて行くためには次の四つの問題を解決し実行しなければならない、

第一には訓錬された青年活動家を県の指導部がしっかり握って置要望営を系統的に工作を績けさせ、その指導をーて行かねばならない、

第二には工作活動に必要な青年活動家を各地区で確保ーて行くことが重要である、そのためには最も大量的に青年活動家を

養成ーなければならない、

オ三たゝ……層の推進である、至當に対する系統、
の確保と活動家の大量養成
ない。

オ四たゝは、党の各級機関が朝鮮人運動の重要性を認識
して最も積極的に統的に指導を與え眞に前
衛戰士の役割を果さなければならない。このことは特に
急を要する問題である。

火土

(ホ) (ヘ) (ニ) (ハ) 自己批判 相互批判の運動は分派を助け、中道主義的だというふ意見があるが、私はそれは間違いで、中道主義でもなく、これこそが団結のカンだと信ずる。

スパイ、不平撹乱者に乗せられないため、慎重を期し、主要ポストの人達は徹底的に調査し確にやり、新入党者は、厳密に審査すること。

誇大した報告、主観的発言、証拠デ的根據のない発言は、いましめること。報告会談は、正確な資料をもとにし、だろう意見を決定的なものとして発表する悪癖を注意すること。

(尚地方、縣、地区細胞等で会合後とらるべき対策については十分討議したいと思います)

として発表された。あの見解に似ている言葉が適当でなく、自己弁解的で、分派の原因を鋭く分析することなく、分派活動を行ったから、けしからんという結果論になっており、自己批判に具体的なものが何もなく、除名された者で異存あるものは上申せよ、ということが強調されているようであって、国際友党が要望している党の団結はかくる態度ではきわめて困難だと信ずる様な、私は現在可能だから一応臨時指導部を解散し、プロレタリア民主々義の下に新しく指導部を選びかえる如き方策を果敢に取らねば大局的解決は困難と思ふし、一月以来国際的友党が要望しているような、批判と自己批判の具体方法「例えば三月整頓、運動」の如きが全党あげてなさるべきだと思ふ。

一、以上の他色々意見が出ましたが、私を中心とする質問はそんなもので、尚私はまだ何ともはっきりしない中に志賀、宮本、春日等の行動を党活動指針によって、発表したことはかえって混乱をまねいたではなくかと云う点又非公にになった時、現在の中央委員会も政治局も政治方向も御破産で従って中央委員とか政治局とか云ってきても、その云うことをきくなと云った由だが、という質問は得れません。しかしこれは根本的な質問でした。組織転換前後に取られた措置は、同志椎野の答弁によって明かの様に間違っておると信じます。併しこれは根本的には誤れる組織方針が取れて来たことにあると確信します。

一、九月五日付、北京人民日報の社説についての椎野議長の談話について、日代が議員団会議で発言した見解

①、この議長談話は国際友党批判の受け入れ方として、一月の「許感

上村向臨時指導の部送出には規約に従つたか。

椎野　自分は日報の中央指導部と云ふのを中央委員会と解する　現在二つに割れている。この統一をやつてほしくない

田中　規約に従つてない　規約はなかつた。

答　なし。

渡辺（農業理論については　渡辺君の意見が左傾的で大多数伊藤君の向違いを指摘した）　伊藤　律君の農業理論は向違つていると思ふ。

高田　民主日本47号の北京日報批判の表題の出し方を推野議長は云つてるが　明かに一方に有利なように編集され　華僑日報のと違ふ。ここに一切の偏向があると思ふ。

輪田　議長談話の線で統一してゆく。（九月五日付）

十二日にその内容を椎野君が発表した
要旨は（私の速記が不十分ですが大体左の如くであった）
(一) 九月三日北京人民日報の批判を統一委員会は全面的に
受け入れ一切の分派を解消すること。
(二) 党の官僚主義的その他の偏向をみとめ直すこと。
(三) 規約の中で一切が解決するよう処置すること。
(四) 意見の相違（？）で除名となった処分の取消し。
田代向右の申入れ四項目はどれも異議なくていいと思うがどうか。
椎野答 (一)(二)(三)は異存なくが(四)は賛成出来ん。彼等は自己批判してゐなく処分した者の復帰を要求してゐるがそれは主張している。

（福刑綴）

推野　あとがきに国際派の意見がもられてゐたから、
田代　あんな処置をとらんでも、大いによまはこれの
問　部分は間違つてゐるから注意してよめ、といふ文書
でも出せばいゝでなかつたか。
答　奈良地方ではあの本で党員は理論的にも実際的にも成長せず、弾圧に耐えられないと思わる
輪田　今派にも色々であつて、何ずしもそうでなく、
竹村　党と階級に有害と思わる本を禁止する事は正しい
と思ふ。
推野　それは賛成だがあの本はそう思わぬ。
田代　十一日、十一日目議員団会議中国地方の原田君を中心
とする統一委員会の代表が同志推野に面会を申入れをし

会議をのばし論をつくした上で決を取るよう動議を出したが
数で否決されたため この積否の決議は保留した
他の議員は 風早、竹村、波辺 その他、椎野議長等は賛成
が多くの不備をもっているこの條件をつけ積成
同志椎野は 原田長司云々の如き個人名を出しているが
けずること考慮並びに見解の表明の自由についてもう少し
積極的に表現してもいいが考慮すると答えた
田代の質問事項を取つた儘
一、私は終始一貫 労衆活動と斗うことに変りなく一月一日第八回全国会未
日の議員団会議でも志賀意見書を中心とする宇田川一派
と決定的に斗うことを主張した 当時九州特に筑豊との
事情は 在京中で毎朝相を知らなかつた
一、八月四日の帰京後 九州、筑豊の実情を聞き、その結果「筑豊

警察局

の同志諸君に訴うるを常委会に協力して発表しました。之は野田君等により一斉反撃を受けた。一色々疑問な点もあり分派一般論として片付け難い点もあつたので同志前田等に再相につき色々聞いたが尚十分な内容を得ず一党の政治方針斗争方針はコミンフオルムの批判を積極的に受け入れ十八、十九中委の決定の線で行くことは唯一人異存のないところと信じたし併し実践上その部分的方針の上で極左的又は右翼的傾向の出ていることで、出ることと、一併し之は斗争を進め、その中で十分意見を出し合うことによつて解決出来ると信じたので私としては決定的なものとは考えなかつた。

一併し五月から六月にかけ同志椎野を中心としてとられた措置はひろい

て、階級的に党的に大局的に理解把握しようと努めたが必ずしも出来ず党指導部は批判されねばならない大きな誤解のある事を感じ思い切った具体的自己批判がなさるべきではないかと考えたが再相を直接に関き、たしかめた上でないとりけなしと思い議員団会議を期待した訳です

(問) 四代の質問事項と答

(問) 三月末私が大牟田の スト應援に行っている時、同志俗坂が指導して居り明後日今は上京するが持って行くものはないかとうとあると答えた。たまく同志宮本も大牟田に来た。明日上京するので私が俗坂に非常中央宛の文書は宮本にたのめばいいのじゃないのと言うと俗坂が私に小声で宮本にたのまれんと言いたい私はこれはいかん宮本は俗坂から監視されているので四月末の議員團会議で之を

福岡市警察局

報告し来るべき十九中央委会で こんな空気でなされ
ていしいものは出て来ないから、中央委員の春日や伊発宮一君
等は注意してくれと 私は念を押したが これは陰謀的でなく
いか
批判答 俗坂の間違いは処分した
問 組織の転換が考慮された際五〇年テーゼを信奉する
者のみに人選がなされたと言われているが如何
〃 答 そう言う方針でやった者は処分した
問 中央委員で政治局員である同志宮本が、組織転換の時
九州で除外され同志椎野は このことは宮本に言うなと言
った由だが 私には理解出来ないがどうか
〃 答 宮本は小ブル的に動揺を起していた それで除外した
問 小ブル的動揺とはどう言う意味か 單なる意見の相

遠ではないのか

答　民主民族戦線綱領をきめるとき　宮本は　保留の態度を

とった

問　それは意見の相違であって　それによって六回大会が全

党が選出した政治局員の地位が無視されることになる

んではないか

答　自分は宮本と十分腹向がわれば話し合い　非公式組織に

入れてもいいと考えたし時間がなかった

問　君はキカンの地位としてそれが入れて

もいいことがわるいことを言うことをきめることが出来るのか

答　追放問題の起る前であったが　自分は書記長より一任さ

れたのだ

問　君の名で発表された党活動指針　44号並び12/5/号で

「想定に予想しなかった非常事態が発生したのであり
うて規約の精神に基き非常の政をとることは止むを得ない
ことである。思想と政策の上で一致し基本的に同遠わない
方針をとりうる者によって指導部を構成することである
と述べ又「指導部の大多数の同志は思想と政策において同
一の傾向をもっている。現在のような状勢のもとで党を指導
する場合思想と政策の異る者によって指導部が構成さ
れることは斗争をさぼり……」と言っており
のもとに組織転換が考えられひきつづきこれで進められて
いると思うが如何に非合法の組織下においても意見の
相違の発表と見解の表明を制限してはいけない。再の
党の時来上それではいけないと言うのがレーニンズムの原則
と信ずるが後ってあの時とられた措置、又同志椎野の

この思想は間違いだと思うが
答意見の相違は党員を処罰する理由にはならないと思う
問 たとえスパイでも自己批判をすれば党に復帰させるつもりだ。
問 スパイをやった者でも復帰させると言うことは間違いだ、その発言は余りに無原則的だ
六月二十日の中委会が開かれ その際志賀は失脚する
宮本は中道主義で志賀を弁護する そこで宮本も失脚するだろう志賀、宮本等に対する意見書を打ち発表 と言うたのが理由だが
答 そんな覚えはない 二言つた二ことはない
問 百合は「合法非合法について」と言う本を読んだが

大変参考になった。あんな本は出版されるのがむしろ遅きに過ぎた位で二、三年前からでも全党員に読ませるべきだったと思う。党をはどういうものか、その心がまえをつくらせるためにも、しかるにあの本、その他人でいやがって理解と自己批判というような文献を政府でもやりそうな形で引上げることをさせたのは賛成出来ないがどうか（つづく）

（裏面）

党活動指針送附先について

1950年9月5日報告致しましたが今後はその通りて願きたい。補充と再度報告致します。
高等佐は其の後も完光変更していないため二部迄送されました

中津地区	中津市宮永	田中公八	150部
宇佐地区	宇佐郡長州町工町	金枝正孝	95部
別府地区	別府市栄町八組	加藤増男	110部
大分地区	大分市今津留	池邊熙	155部
豊肥地区	直入郡竹田町古町	藤本ラジオ店	55部
日田	後便 現在のところ送られたし		95部
臼杵	臼杵市新町	臼杵プリント社	75部
佐伯	佐伯市内町	吉田ラジオ店工宗野俊和	65

大分県委員会 日本共産党大分県委員会之印 1950.9.25

臨時中央指導部

親展

殿

一九五、九、二六、

日本共産党福岡県委員会

臨時党指導部

筑豊地区合流派よりの統一申入書送付について

別紙の通り筑豊地区合流派野田、八島両名背
三二日当県委員会に来たり統一申入れをなすも
全國的合流の方針と同じくいささかも自己批判の
意志なし。

九月三十日福岡県委員会は合流派に対する徹底
的な攻撃を倍加すべく決議す。

右合流派よりの統一申入書を送付すると共に福岡

福岡市警察局

（編冊外）

委員会の決議を報告する

次

出席者　同志　椎野　洞田　岩田　藤田　岡田　細川　土橋　深沢
川上　竹村　池田　浜辺　立花　田中　上村　風早
米原　苅田　柄沢　江藤　原田　高田　砂間　今野
林　桑木　田代　岩間　鎌岩
外に事務二名　調査部二名
木村　井之口　中西　横田　加茂　山口　須藤

冗席者　簡単に國際情勢について調査部の報告　各代議士の
議題は　現地部告、土橋氏の追放事件並相談
現地部告　中心議題は　今次内閣、北京日報批判の具体的受入
がなされ　休会中の斗争方針
れ方に終始し　九月五日　椎野議長が北京日報について発表し
た談話について賛否を諮った結果
田中は反対　田代は反対意見を述べたが
論とつくさず決をとることは　今後の団結によくないから　尚一日

（裏刷）

一九五〇、九、一六

九州地方委員会
福岡県委員会　御中

国会議員団グループ
国会議員団代表　岡　文冬

一、九月十一、十二日東京での国会議員団会議において私のとった態度について報告しようと思います。党統一のための私見も上申しますので、問題極めて重大であるため九州地方県委員長会議、地方委員会議等を開くべき会議を御開催の上、討議して載きたいと思います。私も是非出席させて頂きたく御連絡下さい。日時、場所等決定次第御通知下さい。

一、国会議員団会議　九月十二日　午前一〇時　岡田時計店

C

Subject: Petition

TO : Japan Communist Party Hqs.

FROM: Japan Communist Party Chikuho District Committee (Fukuoka-ken)

Following 4 points are disclosed in this petition:

1. All factions in the Japan Communist Party should be dissolved.

2. Buraucratism and extreme Left should be ousted from the Party.

3. Intra-Party problems should be settled in accordance with Party's regulations.

4. All the punishments decided owing to conflict of views should be reversed. The decision on dissolution of the Chikuho District Committee and ousting of 4 leaders should also be withdrawn: (15 Sept. 1950)

D

Subject: Opinion on the petition submitted by the Chikuho District Committee

TO : Japan Communist Party Hqs.

FROM: Japan Communist Party Fukuoka-ken Committee

On 22 September, NODA and YASHIMA, representing the Chikuho District Faction, appeared at our committee and proposed to be reinstated in the Party. However, there is no indication that they had reflected on their conducts. On 25 September, the Fukuoka-ken Committee resolved to strengthen the offensive against the factional movements in the Party.

Translated by A. TANAKA, KCAR, L & G

一、主觀主義を方向を向ず一切の分派の解消
二、官僚主義解党主義極左主義の克服
三、党規約の厳守一切の党内問題を解決する様
四、国際批判次第政治的意見の相違を原因とす
五、党規約と真実の党員を除名処分に附し又は
脱党届を出しても出ない一切の処分の取消
六、党員会解散と指導者四名の
九月十五日
日本共産党
臨時中央指導部殿

上申書

われわれは日本共産党に対し日本帝国主義、人民日報、日本人民およびわが党の真心からの提言を全面的に受け入れ、日本人民の解放事業を成功的に導くべき大前提として、この忠言の全面的承認を前提とする。実から細胞までの統一は正しい自己批判とともに謙虚且執拗な大衆闘争を通じてのみ実現されるべきである。

われわれはこの意味で次の事が人民日報の忠言を実践することで再確認することを要求する基本的立場であることを表明する。

国際信書便局

（八月十日より八月二十五日まで）

收支報告書

收入の部

繰越金	八、六六三	円
党費	五〇〇	〃
書籍	一三〇	〃
カンパ	一〇〇	〃
指針	五〇〇	〃
總計	九、八九三	円

支出の部

人件費	二、二三八	円
交通費	三、三七九	〃
通信費	六四六	〃

福岡市警察局

九

月度収支報告書

収入の部

事務費	五九〇
返済金	二、〇〇〇
雑費	八六〇
総計	九、七一三
差引残	一八〇

繰越金	一、八〇〇
党費	七〇〇
書籍	三四〇
指針	一五〇
カンパ	二〇〇
ハタ	四九五

収入

支出

九月十七日

人件費	四、〇〇〇 弁
交通費	一、〇五三 弁
郵送費	二、一六六 〃
事務費	一五一 〃
雑費	一〇八 〃
総計	一〇三 〃
差引残	三、五八一 弁
	四一九 弁

支出の部

	九地より	一〇、
	總計	一三、〇〇〇
人件費	二、八〇五	六五〇
交通費	四、一九〇	五二〇
通信費	二、四五〇	二〇〇
宣傳費	一、二〇〇	八〇
事務費	二、五〇〇	二五〇
雜費	二、〇〇〇	二〇〇
佐世保	一、五〇〇	一五〇
上納党費	七八〇	七八
總計	一三、〇五二	一三〇五
差引残		〇

福岡古警察局

1C

TRANSLATION

28 October 1950

TO : Commanding Officer of KCAR

FROM : Chief of Nagasaki Municipal Police

SUBJECT: Report on arrest of discharged persons from the Nagasaki Shipbuilding Plant.

1. The management of the Nagasaki Shipbuilding Plant notified the workers union to hold a collective negotiation at 1000 hours on 26 October 1950. ISHIBASHI Hidenori and two others entered the conference-room. The management repeatedly demanded them to leave the room because they had been discharged from the Shipbuilding Plant on 5 August 1950 and were prohibited from entering the plant. At last, they left the room.

2. They entered the plant illegally ignoring the prohibition of entrance. In addition, they agitated laborers at the plant. In accordance with the warrant of arrest, they were apprehended.

Date	Person
28 Oct	KAWASHITA, Keisaku, communist
"	YANO Hisatoshi, communist
"	ISHIBASHI Hidenori, communist

3. The Nagasaki Municipal Police is alert to arrest radicals in order to maintain the public safety. We care for neither praise nor blame as far as we are faithful to our duties.

Translated by A. Tanaka, KCAR, L & G

昭和三五年十月三十八日（労九六五号）　一七〇

(三) 本日西重長崎造船所の赤追放を続ける

(四) 本日法廷等春の検挙について

三菱重工業株式会社長崎造船所では昭和三五年十月三六日赤追放に基く人員整理の問題について長崎造船労組に対し団体交渉を申し入れた処、最近に長崎造船所を解雇せられ各所に対する立入禁止の仮処分が決定している居る右橋秀則外二名（別紙参照）が今所本館会議室に侵入して居たので当署は本日（三十八日）三名を検挙し取調べたから報告（速報）する。

記

一、西日本重工業株式会社長崎造船所では本月三十六日、三菱重工業株式会社長崎造船所では本月三十六日、三菱重工業株式会社長崎造船所では本月三十六日、三菱

申入れた外、本年八月五日今迄所在の雑賀芳一に対する立入禁止の仮処分が決定と共に石橋秀則外二名が出廷中にかつて侵入した居たので今迄所ではこれに従い退場を要おしたが再度に亘り退場を要おしたが応じないので已むなく同日(三十八日)三時三十分当署では立入禁止の仮処分が決定と共に石橋秀則外二名に対し

執れも速捕し目下当署捜査部で厳重取調中である。

三、当署では苟しくも法秩序の行為に逸脱し、公共の安寧秩序を害する場合は所謂猥褻方針を以て臨み且つ又は無理解なる一部巷間人の警察に対する毀誉褒貶等は意に介せず進ミにしている。

別紙

本籍　長崎市大浦元町五三番地
住所　長崎市大浦元町四七番地
元西重長崎造船所工員
㊞　石橋秀則

本籍　長崎市麹屋町三十一番地
住所　右　令
元西重長崎造船所工員
㊞　矢野壽俊

本籍　長崎縣西彼杵郡高島村本村番地之譯
住所　長崎市稲佐町三丁目三九　令和三十九年

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

TRANSLATION (Summary)

26 Oct 1950

TO : Chief of Legal & Gov't Section, KCAR

FROM : Chief of Nagasaki Municipal Police

SUBJECT: Report on the Red-purge at the Nagasaki Shipyard

Report No.1, 26 Oct

1. On 26 October, a collective negotiation was held between the management and the workers union of the Nagasaki Shipyard in regard to the so-called "Red-purge" issue.

As we previously reported, communists YANO Hisatoshi, ISHIBASHI Hidenori and KAWASHITA Keisaku entered the conference-room disregarding that he was disqualified from entering the plant. However, they left the room in compliance with the repeatedly advices of the management.

At 1500 hours, the management announced that discharge notifications had been sent to 87 employees. The atmosphere at the plant is calm excepting those who have been notified of discharge and some members of the Youths Action Corps. Police authorities are keeping watch over the Union's movements.

Report No.2, 27 Oct

1. At 1530 hours on 26 October, the discharged employees gathered at the Union Headquarters and held negotiation with the staff-members of the Union. Agreement was made between the two that (1) the discharged employees are requested to gather at the Union Headquarters on 27 Oct and (2) the management's notice which prohibited the discharged employees from entering the plant and union offices might be disregarded. (A number of union's staff opposed to the latter subject).

2. Communists YANO Hisatoshi, KOYAMA Fusako and one other of the Nagasaki Shipyard Cell distributed leaflets on the street in front of Mizunoura Police Box at 0700 hours on 27 October.

3. The discharged employees entered the plant on 27 October. ITO Tsumoru, chief of the Safety Maintenance Section of the Shipyard requested the Nagasaki Municipal Police to help the management in order to take steps against them. Police authorities dispatched 100 policemen to the scene immediately.

4. When policemen reached the scene, however, they had already left the plant, excepting seven members.

5. The above 7 persons also left the plant in compliance with the strong demand of the management.

6. On 27 October, the union held a dispute committee meeting to discuss the strategies to cope with the situation. At that meeting, radicals persisted in their opinion in opposition to the Red-purge. However, the majority emphasized that the Red-purge is inevitable due to the objective situations. The voting resulted in as follows:

For Red-purge : 74

Against " : 44

7. The management is expected to go through legal formalities to prohibit the discharged employees from entering the plant.

Report No.3, 28 Oct

1. On 28 October, a rally was held at each job. The voting resulted in as follows:

For Red-purge : 6,550

Against " : 2,260

2. The Workers Union held a dispute Committee meeting at 1430 hours on 28 October. It was decided at this meeting that a collective negotiation should be held with the management on the following 4 points:

(1) The reason for discharge should be clarified in respect to each case.

(2) Limitation on entering plant should be released.

(3) The unreasonable suppression by the police authorities should be suspended.

(4) A period of grace should be given to the employees notified of discharge to consider the matter.

3. A collective negotiation was held at 1600 hours on 28 Oct to discuss the above four points. The management rejected unions demands with an exception that consideration would be given to the 2nd item according to personal circumstances.

Report No.4, 30 Oct

1. The union held a dispute Committee meeting on 29 October to discuss the following 2 points:

   (1) A Special Strategy Committee should be created to cope with the situation.

   (2) The Red-purge is inevitable. However, as to the so-called fellow-travellers, a collective negotiation should be held with the management to consider the contrary evidences.

2. Around 40 employees including TASHIRO Seiichi discussed the strategies to meet the various problems in the future.

Report No.5, 30 Oct

1. A collective negotiation was held on 30 October. Agreement was reached between the management and union as follows:

   (1) A special committee will be created to deliberate on the matter of the fellow-travellers. The special committee consists of 8 members:

   Management: 4
   Union : 4

   (2) The Retirement Allowance will not be increased.

   (3) As to the negotiation with SORENGO (General Federation of Labor Unions) on the retirement and temporary allowances, we will wait for the conclusion of the negotiation.

2. As of 30 October, HIRANO Tokumitsu and 9 others have tendered resignations. They are fellow-travellers.

Report No.6, 31 Oct

1. 69 discharged employees have submitted petitions to the Special Deliberation Committee requesting special deliberation on the reason for their discharge. They are so-called fellow-travellers, including 15 persons who had already tendered resignations. None of the Communist Party members who received discharge notifications tendered resignations.

2. Around 40 members who received discharge notifications gathered at the Hotel Goto at 1000 hours on 31 October.
   Following decision was made:

"We received discharge notifications for the reason that we were so-called fellow-travellers. However, we have contrary evidences. We will make every effort to change the situation. If no consideration should be given to our petition by the Special Deliberation Committee we would launch a "Court-struggle" in order to win the final victory."

Representatives of them visited to the Nagasaki Pref. Office to explain the matter.

Translated by A. Tanaka, KCAR, L & G

234

Received
31 Oct '50
J.L.G.

昭和三十年十月三十一日（甲九五五号）

西日本重工業株式会社呉造船所

赤追放に基く人員整理について（第一報）

西重呉造船所の赤追放の予定については既に
屢報した通りであるがその後の状況は左記の通りである
から報告する

記

一、西重呉造船所では今回の赤追放該当者を極秘裡に内査審議中であったが過日
人名等が当組合幹部に事前に漏洩する恐れがあり、且つ騒擾を期した、め既報の
如く一旦延期することを決定に至った
二、会社側では本日（三十一日）午前十時より、整理委員会を開き
本館会議室において全体文案な確うる旨当組合幹部に申入をしたところ当組合の

出席者中に会社側の立入禁止の仮処分の申請なども
立入禁止の決定をしている
(甲)M下総作の三名が会社側は右三名の
(甲)夫野壽紋 (甲)右入れると居たので
要求を行ない若し之に応じない時は
退去措置を要請する旨通告した所 此通中(傍聴者3名)の
退場を要求したが、三名は退場しなかつた
三、会社側は所長 佐藤繁藏 外3名が本館内一会議室に集合し
ら 尚 午3名組合側は組合長
から団体交渉を開始し会社側から懲戒処分の
八、十七名を整理する旨を通告した
四、会社側からは午後三時に所長に労働組合長 正午に文渓右
を招き別紙通告書及整理者名簿(別紙)

手交したが之れ等書類に付ては（二月二日）那整理未了の
為遂に証明除外令証明郵便を以て送附し更に二月三日
手分け其の際迄所収の分を各騎場に整理人名
令状整理の為め行つた
組合側では会の側から整理通告後
那整理は通告文を持つて組合本部に集
二種の郵便物をも亡心手当り次第
ち除く他の従業員は
残業を以て
当局では諸般の情勢に鑑み
業員をも予測し難つたけれども
大体に於て
左の如き順序で
三月六日）
三月六日
左の如き順序で

指揮班を編成し、陸本部に統一指揮班を設置するとともに、指揮班の下に各部隊の防衛配置を決定した。

七、今回の全般整理を機に、陸本部内の組合及び翼賛壮年団等に関しても大部分の整理を断行した。

八、軍需会社法の運用に当たっては、軍需省と協議の上、極力適正を期するよう措置した。

九、青年学校教練の教育内容を変更し、軍事教練を主とし、体錬を従とするよう改めた。

十、学徒動員については、学業に支障なきよう措置した。

十一、女子勤労動員については、軽労女子を主とし、なるべく自宅に通勤せしめるよう措置した。

十二、防空については、防空総司令部を設置し、防空に関する指揮命令系統を一元化した。

十三、防空施設については、従来の施設を整理するとともに、新たに地下施設を強化した。

十四、防空訓練については、従来の訓練を整理するとともに、新たに地下施設を利用した訓練を行うこととした。

十五、防空資材については、従来の資材を整理するとともに、新たに地下施設に適する様なこと

無線については、軍用船舶を動員するほか、なるべく秀れた

京などの隠匿機械、設備などは、なるべく大きなものは

復興に支障のないよう措置した。

十六、防空については、防空総司令部を設置し、防空に関する指揮命令系統を一元化した。

十七、防空施設については、従来の施設を整理するとともに、新たに地下施設を強化した。

十八、防空訓練については、従来の訓練を整理するとともに、新たに地下施設を利用した訓練を行うこととした。

十九、防空資材については、従来の資材を整理するとともに、新たに地下施設に適する様なこと

二十、無線については、軍用船舶を動員するほか、なるべく秀れた

二十一、京などの隠匿機械、設備などは、なるべく大きなものは

二十二、復興に支障のないよう措置した。

長管第五一号

昭和二十五年十月二十六日

殿

西日本重工業株式會社長崎造船所長　佐藤　尚

通告書

當所は十月二十七日組合に申入れました通り眞に已むを得ない事情により人員整理を行うこととなりましたので下記遺憾貴殿に退職を勧奨致します

退職申出の期日並びに退職金及び残存未拂賃金は左記の通りで退職金については特別の措置として増額致します

若し期日までに御申出のない場合は期日の翌日附を以て会社都合により解雇と致します

御うり

この場合には退職金の特別増額は致しません

尚十月〃十〃日以降は退職金及び賃金並びに会社の許可を得て私物持帰りの除いて会社構内へ組合本部及び組合各支部事務所への立入を禁止致します

追って退職金賃金及び勤倹予金は左の御支拂及び拂込致しますが當方の指定により支拂期日及び拂戻期日に御受取りにならない場合は会社の適当と認める方法により送附する処により供託することがありますから予め御承知願います

了

記

一　退職申出月日　十月〃日から十月〃日まで

二　退職金

1　期日までに退職願を提出された場合の退職金

会社都合による解雇の場合の退職金へ退職慰労金、特別退職慰労金（のほか、休職給及び社長餞別金）のほか、平均賃金の三〇日分相当額

2　期日までに退職願を提出されない場合の退職金の内休職給の三五％相当額

会社都合による解雇の退職金へ退職慰労金、特別退職金へ特別附加金

3　特別附加金

退職慰労金、解雇手当、休

及び社長餞別金（以下「賃金」という。）及び法定の解雇予告手当（以下「賃金」という。）を支給する。

3　支払期日

十月三十一日から十一月三十日まで（以下「当所定時間中」という。）

但し期日までに退職願を提出されない場合は、法定の解雇予告手当は十月三十一日午後四時までに(イ)の支払場所において支払う。

イ　支払場所

当所給与課

三　賃金

残存未拂賃金は退職金と同時に支給する

四　勤倣手金拂戻について

勤倣予金の残高のある者に対しては退職金と同時に之を拂戻す

五　諸差引金

諸差引金及び会社に対する債務は会社支給金から差引く

備考

社章、構内徴章、会社の交通費補助による

定期券及び健康保険被保険者証は退職金支拂期間内に当所給與課に返納のこと

但健康保険被保険者証は退職、或は解雇日

現在において療養の給付を受けている者はその給付事由の転帰後或は法定期間満了後直ちに退納のこと

以上

整理者名簿

昭和二十五年十月二十六日

整理番号	課工場名	役職名	氏名	現住所	備考
一	給与課	事務	高梨春吉	長崎市戸町三の一三	
二	〃	〃	田代精一	西彼杵郡長与村丸田郷西重社宅二五号	
三	保安課	守衛	飯倉行雄	長崎市小菅町一六重社宅	
四	〃	〃	田中義和	大浦出雲町五	
五	運輸課	三七〇一	林田円旗	飽の浦町三の九八	
六	造船事務課	事務	出口赳	片淵町二の四五	
七	電気設計課	三九四七二	中村善次	東琴平町二	
八	〃	三九四七三	野口俊輔	飽の浦町三の一八。重飽浦寮	
九	〃	技師	渡辺敏男	東小菅町四八	
一〇	鉄工場	五二一五〇	八木久蔵	飽の浦町三の一八。重飽浦寮	
一一	〃	四八九六九	楠本勝秀	飽の浦町三の一六。	
一二	〃	五二一〇七	佐藤末蔵	諫早市永昌町一二二	
一三	〃	五二一七五	伊藤武信	長崎市住吉町市営住宅五九号	
一四	工具工場	六三五二〇	門川貞夫	西彼杵郡時津村西時津	
一五	鉄工場	四六〇一五	竹田春海	長崎市大浦元町四〇	
一六	〃	四六〇四三	古木實	平戸小屋町四二五平戸小屋アパート	
一七	〃	五〇四一三	川崎一郎	西泊町二九〇	
一八	木工場	六一四一二	山本貞義	飽の浦町二の六一	
一九	〃	六二二〇一	宮内定一	飽の浦町四の一二	

二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	工具工場	〃	〃	〃	鉄工場	〃	木工場	〃	工長	〃	〃	〃	〃	技師
六五五・八	六六・一六	六三・七	六七一二	六六・一五	六五六一五	六四六・九	六一四六二	六二二・一	四六・四三	五〇四一三	六一四一二	六二二・一	四六・四三	五〇四一三	六一四一二	六二二・一	四六・四三	五〇四一三	六一四一二
田川仙六	山川健二	中川恒喜	中尾吉政	松原和夫	田向政雄	中川一	水田壬子郎	山本義雄	宮内定一	山本貞義	川崎一郎	吉木實	竹田春海	伊藤武信	佐藤米蔵	楠本勝秀	八木久蔵	鉄工場	渡辺敏男
北高来郡小長井村小川原浦名五六四	〃	〃	〃	〃	飽浦町三の一八の西重飽浦寮	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	長崎市大浦元町四〇	西彼杵郡時津村西時津	長崎市住吉町市営住宅五九号	諫早市永昌町一一二	飽の浦町三の一六〇	〃	飽浦町三の一八の西重飽浦寮
			伊良林町一の七二	櫻馬場町一三九								平戸小屋町四の五の平戸小屋アパート							
										西泊町二九〇									
										飽の浦町二の六一									
										飽の浦町四の一二									
								下西山町五四											
							上戸町二の四四												
						西山町二の二二二													
					飽浦町三の一八の西重飽浦寮														
					戸町三の五一六														
					飽の浦町三の一八の西重飽浦寮														

整理番号	課工場名	役職名	氏名	現住所	備考
二九	工具工場	六三の一五	荒木節己	長崎市大浦東山町四五	
三〇	〃	六四二一五	夏井喜一	樺島町三〇	
三一	〃	六三六一八	本田一郎	〃 新橋町四二	
三二	小菅工場	六九五ノ一	吉田武志	〃 國分町九	
三三	造船艤装工場	七六六五一	河谷正春	〃 立山町九七〇	
三四	〃	七六五八五	榎田靜雄	〃 西之神町一一〇	
三五	〃	七七八ノ二	塩崎常春	〃 大浦上田町一二	
三六	〃	七七三四〇	松本貢	西彼杵郡長與村丸尾西重社宅七四号	
三七	造機艤装工場	七九五ノ八	神村久満	長崎市稲佐町二ノ一八六	
三八	〃	七九二〇八	森永同一郎	〃 大浦元町五七	
三九	〃	七九〇四四	藤田悟	平戸小屋町四一五ノ西重平戸小屋寮	
四〇	〃	七九七三八	溝上己六	西彼杵郡善々津村中里名一四四一	
四一	〃	七九五〇三	和田次雄	長崎市平戸小屋町一五五	
四二	〃	七九二四四	河内則良	〃 片淵町三ノ七二九	
四三	電気艤装工場	八三四三四	吉村辰一	稲佐町三ノ三四	
四四	銅工場	七二八ノ八	〃	〃	

三七	造機鍛冶工場	七九五〇八	神村久満	長崎市稲佐町二の一八六	
三八	〃	七九二〇八	森永周一郎	〃	大浦元町五七	
三九	〃	七九〇四四	藤田悟	〃	平戸小屋町四の一五の四重平戸小屋寮	
四〇	〃	七九七三八	溝上己六	西彼杵郡善々津村中里名一四四一	
四一	〃	七九五〇三	和田次雄	長崎市平戸小屋町一五五	
四二	〃	七九二四四	河内則良	〃	片淵町三の七二九	
四三	電気鍛冶工場	八三四三四	吉村辰一	〃	稲佐町三の三四	
四四	銅工場	七二八一六	梁瀬則人	〃	飽浦町三の八の四重飽の浦寮	
四五	〃	七四七四六	久保坂巌	〃	西北町中園住宅	
四六	〃	七三三〇一	山口数矢	〃	稲佐町二の二七	
四七	〃	七三六〇二	平野徳光	〃	飽の浦町三の一三五	
四八	〃	七三五四一	森崎實	〃	大浦月の出町四三	
四九	〃	七五一六一	坂本兼雄	〃	中新町八九	
五〇	〃	七三〇一四	尾畑正勝	〃	飽浦町三の九八	
五一	〃	七五四六七	森山豊	西彼杵郡福田村小浦郷八六〇	
五二	修繕課	工長	松尾繁男	長崎市西坂町二三八	
五三	〃	九四二七三	古賀祐一	〃	平戸小屋町一	
五四	〃	九三〇七二	吉田武康	〃	水浦北町一六九	
五五	〃	工長	田中市己	〃	瀬脇町九九六 西重社宅	
五六	船渠課	八二三〇八	西岡巌	〃	滬山町一丁目市営住宅四号	

整理番号	課工場名	職名	氏名	現住所	備考
五七	船須課	八九一二五	大見久幸	長崎市平戸小屋町二一〇	
五八	造機工務課	三〇八	田中多七	〃 平戸小屋町四三	
五九	機械工場	六二〇六	阿部義弥	〃 上戸町西重社宅	
六〇	〃	五二一六	釣川貞義	〃 平戸小屋町四の一五 西重平戸小屋寮	
六一	〃	七〇八	高木一人	〃 千馬町二一五	
六二	〃	〇五二五四二	岩崎茂	〃 國分町一〇	
六三	〃	五八二九	田中章	〃 鳴滝町四四	
六四	〃	六五二六	福田益雄	〃 愛宕町三三一	
六五	組立工場	一四六一九	藤原重郎	〃 東中町三〇 松尾方	
六六	〃	一三六一六	楠本清	〃 飽の浦町三の一八の西重飽浦寮	
六七	〃	一一六〇六	川勝清	西彼杵郡長与村丸田郷西重社宅一三〇	
六八	〃	一〇二一七	小宮運男	長崎市平戸小屋町四の一五の西重平戸小屋寮	
六九	〃	一四六一八	山崎豊	〃 平戸小屋町二八一	
七〇	〃	〇五二八四九	特田隆	西彼杵郡高石村二〇二七	
七一	〃	一一〇一二	藤川久夫	長崎市寺町七三	
七二	〃	一一七二四	川場昇	西彼杵郡高石村九七九	
七三	〃	〇五二八一〇	西平久七	〃 嘉々津村市布名一三九三	

| | | |

整理番号	八五	八六	八七	八八	
課工場名	器具工場	〃	〃		
役名職番	二〇二八七	二〇三一一	二〇七一三		
氏名	若松茂雄	加藤軍二	松下重光		以上
現住所	長崎市飽の浦町三の一八〇西重飽浦寮	〃	〃 平戸小屋町四の一五八		
備考					

O　　O-Received 31 Oct '50

昭和廿五年十月廿七日

（第九六〇号）

一、公画第七号業務災害補償審査会設置要綱ニ依リ別紙ノ通リ委員ヲ委嘱シタルニ付報告ス（第二報）

二、右委員ノ内ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補充ニ関シテハ別紙ノ通リ定メラレタルニ付報告ス（第二報）

記

一、労組側ニ於テ昭和廿五年十月廿日付ヲ以テ左記ノ通リ委員ノ補充ヲ行ヒタルニ付報告ス（第一報）

記

一、本件ニ関シ適正ナル運営ヲ図ルタメ左記ノ通リ業務処理要領ヲ定メタルニ付報告ス

二、通牒文中ニ於ケル「業務処理要領」ニ関シテハ別紙ノ通リ定メタルニ付報告ス

右同組合幹部の立入禁止等の旨を
明示し届出た五場合組合争議行為には入場すること
本届は相当の交渉を要し
なくて午前廿時頃協議を終了する組合本部を引
き上げた後も組合側の中の日共細胞では本日二十
二時頃迄組合事務所に於て
(共)矢野の壽ぶ
(共)小山房子
外氏名不詳男一名計三名から執拗な勧告が
あり午後十一時頃迄同所に
留まり
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)
(13)
(14)
(15)
(16)
(17)
(18)
(19)
(20)
(21)
(22)
(23)
(24)
(25)
(26)
(27)
(28)
(29)
(30)
(31)
(32)
(33)
(34)
(35)
(36)
(37)
(38)
(39)
(40)

春闘に当面する
当面する
当面する

二、組合員は、機密を要する事項については、これを他に漏らしてはならない。

三、組合員は、会社の許可なくして、会社の施設内で、集会、演説、掲示、印刷物の配布、署名運動、その他これらに類する行為をしてはならない。

四、労組側からは、委員長、書記長、会計係、執行委員、中央委員、青年婦人部長、職場委員の七名中から、会社側からは、伊藤、保木、諏訪、七名の三名をもって、組合事務所又は職場外において、団体交渉（以下単に団交という）に当たる。

五、団交は、毎月一回定期に開催し、必要ある場合は、臨時にこれを開催する。

六、団交は、労組側からは、委員長、書記長、会計係、執行委員、中央委員、青年婦人部長、職場委員の七名中から、会社側からは、伊藤、保木、諏訪、七名の三名をもって、組合事務所又は職場外において、団体交渉（以下単に団交という）に当たる。

七、団交は、毎月一回定期に開催し、必要ある場合は、臨時にこれを開催する。

八、団交は、労組側からは、委員長、書記長、会計係、執行委員、中央委員、青年婦人部長、職場委員の七名中から、会社側からは、伊藤、保木、諏訪、七名の三名をもって、組合事務所又は職場外において、団体交渉（以下単に団交という）に当たる。

九、団交は、毎月一回定期に開催し、必要ある場合は、臨時にこれを開催する。

十、団交は、労組側からは、委員長、書記長、会計係、執行委員、中央委員、青年婦人部長、職場委員の七名中から、会社側からは、伊藤、保木、諏訪、七名の三名をもって、組合事務所又は職場外において、団体交渉（以下単に団交という）に当たる。

「工員工場を立退き直ちに組合本部に来い。来なければ自分は争議の責任は負はない」と強硬に電話したところ、は同もなく工員工場を退避して組合事務所に引揚げた云。当細側では本日午前十時から組合事務所で拡大斗争委員会を開催し、民同系は「客観情勢に照し今回の分会整理は承認すべきだ」と主張するのに対し方永系は「分会整理に又対し強力に斗争を経続すべきである」と頑強に反論を再び開催論が展開された為め長時間に亘り、午後五時一〇分散会した。尚中の大部分は穏健な民同系支持のふん気が濃厚である。

七、会社側では争議を避けるため昨年六月以来の組合事務所を閉鎖し組合員の入所を禁止の仮処分を明年八日申請の予定である。

別紙一

（厚）

デタラメな首切り

見せよ！貴国奴の正体を！

☆突然一方的に通告した首切りリストを見て驚いた、皆正直な
ところ真面目な人達ばかりだ。その証拠には首切られる本人が
しっかり泣いて抗議に行った。重役会議にて指名所長は二〇名ほどうちも首切る
頑張ったそうだが二九名以上はおさないと頑張ったそうだ。その
結果長谷も八七名に減らされたがこれは元部が赤追放絶対反対と申し
☆日本民族の方向を示す
ぬいた全組合員が断固共闘したからである。赤追放をきらけれど首
脱の言い、行為極まる組合の要求に異議ばかりである中には公職
も青年部委員もやったことも含まれているが（落）
演劇界長や久米が宿田氏にその責任者がいないか其工場の
組合員である保長（勝利民同）の言に入らなかった為にリストし
もいう様に毎日すべきことは長者党を脱党したものども民同組織に入った

☆ 共産党は会社や民主団体の中に入ってくる

(1) 共産党は教室指令のデマをでっち上げて私服警官を派出所に潜り込ませている

(2) 理由なしの首切りだから自信のない工場長連中は迎合して

(3) 辞表強制をして入社(しかも約束期間)をやった会社はかつてない

☆ 共産党は会社や民主団体の中に入ってくる

然しの言うことはコマカシで急かされてはならない 組合等の中には留学工場の再建大会がある 誘導者の中にいる反日幹部本部の手先の正体は唯の国にも明らかだ、例で彼等がどんな甘い口車を使うとも会社の弱身は共産党だけ首切りをおしえる心臓に出すのを拒絶する当分の間作業を見合わせる

然に建設中的に現はれている。同じ日本人が何年何十年もまじめに働いて

来た仲間を引き連れ強盗殺に外国人が所へ強
能之度これが三回目奴だ!!
だが彼等は全一つもうおぐ年の暮れだ越年手当
のも加いの一つだ!!二九脇には手取九六百円の越年賀金を
決定した
われくも二九脇に負けず斗に頑張ろう!!

一九五〇年一〇月三七日

日本産業運転労組

別紙二　（写）　平和と戦争宣言

戦争への道を一日進める外国独占資本の手先になりさがった政府は今民族大衆の全ての自由を圧殺している　平和と民族独立の為に勝場の民主化のため労働者を守り手から手たわれくを広げ汗と油にまみれて働いて来た勝場から追出すために気狂いじみた当局の弾圧は重工業横資本家も同様である。それは明らかに於ける宣言憲法すら十六条に違反しピストルや「ピストル」で人民を弾圧する等日本主義が如何に人民の敵になるかの証拠である。外交動の狙いは戦争を助長し人民を圧殺し世界人民の「ピストル」と箱詰めの船になる。日本共産党を弾圧し民主勢力を骨抜きにし帝国主義者の侵略戦争に協力する事にある。その為には一番強力な敵共産党を圧殺し労働組合

赤ハタ禁止以後『赤旗』は発行部数が減ったとは言え、新中日は来日する度に記事を出し、朝鮮も工員月収が百円になったとは言え、佛印は北爆なくなったとは言え、ソ連のフルシチョフの訪日は近いとは言え、ヒットラーの末路を見よ！

つまり的弾丸も五分に切られた天の勝利を二三年ごとに主張するだけでは、軍拡競争に勝ち抜くことはできない。

四分五裂の資本主義の崩壊の寸前に於ては、のっぴきならない重税強制供出と公債の強制割当と賃金、弾圧、戦争に新天地を求めるのだ。われわれは、この困難に直面する人民大衆と共に生活擁護と民族解放の闘争を準備する革命的大衆政党の確立を宣言する

☆ 革命的準備の為の選挙絶対反対

☆ ポツダム宣言を実体をもって実現せよ

☆ 全面講和即時締結と全占領軍の即時撤退

☆ 憲法改悪を粉砕せよ

☆ 革命的準備の四つの柱

一九五四年一〇月一日

日本共産党兵庫県委員会新聞部

昭和三十五年十月三十八日（オ九六六号）

三菱重工業株式会社長崎造船所の
西日本重工業株式会社長崎造船所
赤追放に基く人員整理については（オ三報）
西重長崎造船所の赤追放に基く人員整理については厚
生省の通りであるが其の後の状況は左記の通りであるから報告（重報）する

記

一、労組側では本月三十七日午后四時五分拡大中執委員会出席者
を除き組合員一、〇〇〇名余参加者総数五、〇〇〇名を残し
て定時退場した

二、本月三十七日午后十時から組合本部で開催された拡大斗争
委員会では既報の通り民同系と左派系との間に激論が
展開され収拾に困難を感じ的な主として譲らず午后三時終了

予定の払斗時間延長の止むなき状態となり会社側の
整理を承認するか否かについて賛否投票を行ったところ
八員整理を認める者　七四
人員整理を認めない者　四四
白票　四
保留　一

の結果となり民同系の主張が圧倒的多数を占めたが
三十八日職場大会を開いて最右的決定をなし、三十八日
整理通告を受けた者が会社側の通告文中の立入禁止を
無視して入場するか否かについて甲論乙駁の実情であった
組合事務所以外の工場には立入らない
ことを申合せ午后二時三十分払斗を終り三々五々帰宅した
当番だけは午后四時五十分まで掲示部員五名を情報係員五名を

理場に於ては
情報蒐集と防犯措置に当らせ制服一ケ分隊を以
巡査派出に残留させて整理に
を本署に引揚げ午后五時五十分召集を解除した
三、三十八日早朝から当署では情報係員五名
十五名を以て署内並附近の整理通告を実施
者が工場内に侵入して居る事を察知したので午前八時五十分
制服部隊一ケ中隊(約二百名)を以て
部員(警部以下八十五名)を以て
当ら派し更に刑事部長指揮の下に捜査
以下八十五名)を以て集合を行ない制服一ケ中隊(約二百名)を以て
待機せた
四、当署実動部隊は午前九時三十三分長浜造船所
に整理通告を渡した者四名が入場しようとする

私服十五名と制服一ケ小隊が多摩遠隊撃に向つた
出動を予知した四名は合
四名は侵入して居たのを
退場した

五、当署実動部隊は本年八月五日 長髪 再び実施した
整理看中の 太田敏光(狂死 長髪市郡蔵町四
午前十時三十分頃 職場の職場大会を
アジつていたので本署に任意
六、当署では長髪造船所の治安情勢を考慮し
五十名、特別保安員五名 制服一ケ小隊を残留させ
署員の召集を午后零時
七、以上の通り午前の完遂 遂報告と
整理通告に

各職場毎に職場大会を開催しそれぞれの職場毎に異るため終了時刻にも亦た動きが有り午后四時投票の開票を終了したが

人員整理賛成　二、五五〇

〃　反対　二、二六〇

となり既報した予測の通り民同系の主張する人員整理承認されたが

八、当組側では本日（三十八日）今后の対策を検討するため午后二時三十分迄組合本部で中斗委員会を開き午后二時三十分から拡大斗争委員会を開き

(1) 各個人の解雇理由を説明せよ

(2) 工場立入禁止を解除すること

(3) 官憲の不当弾圧反対

(4) 整理部通告書の受諾期間を延長せよとの四項目を掲げて会社側と団体交渉をするこ
とを決議した

会社側に申入れたところ、会社側はこれを受諾しない旨を通告するとともに、九労資双方の団体交渉は本日三時迄で打切りたい旨を解除する
開始されたが会社側は次の記(1)乃至(3)の三人禁止命令の解除を申入れた上で三人を
(1)については三人共組合から除名されたから同人等に関し協議する事は出来ない
認める場合もある旨を同時に申入れたが其の他各項は悉くこれを拒否するとの事で五時五分団交を終了した

一〇. 労組側では午後五時から組合本部で拡大委員会を開催中であり尚本日三日は団体交渉が行はれる予定
である

239

Received
7 Nov. '50
2+5

昭和三十五年十月三十日（第九七四号）

一、西日本重工業株式会社長崎造船所の赤追放に基く人員整理について（第四報）

西重長崎造船所の赤追放に基く人員整理については屢報の通りであるが其の後の状況は左記の通りであるから報告順報する

記

一、労組側では本月二十九日午前十時から正午迄組合本部で中斗委を開催し

(1) 特別対策委員会を設ける

(2) 正式党員が整理されるのは止むを得ないが赤追放に便乗して整理されたものがあるからそんなものは反証資料を蒐集し団体交渉に持ち込み整理人員の削減を計る。

ことを協議する。

二、当組側では八十七名の整理通告を受けた者の外四名が諏訪神社上の市民運動場北面の丘陵で今後の対策につき凝議したがその状況は別途報告の通りである。

三、当署では既報の通り翌に検挙した石橋(いしばし)秀則、やのさとし(かはしたけいち)大野壽俊、川下啓(かわしたさく)策の三名を住居侵入被疑事件として本日(三日)身柄附で妥協地方検察庁に送致した。

四、三九日は妥協整理所の定休日であるが特異事象を認めなかった。

当組側ではなされた外は

(なお三月十日(金)

Received
1 Nov 45

昭和二十五年十月三十日（第九七六号）　一七〇

西重要漁船所の赤追放に
(二)　業者人員整理について（労五報）

首標の件については厚報のとおりであるから那生産庁と協議（厚報）する

記

一、労組側では本日（三十日）午前十時から組合事務所において
許可願事項を整理基準に該当せざるものと整理基準に該当せざるものとの
を提出した那整理基準に該当せざるものとの
二十五名の審議を行った結果一応
二十五名を確認した残余の
書記長及び午後二時三十分から川崎商組
開始した許可願提出者に対する事前の
所轄庁に

会社側と団体交渉を
延期の
方を

午五時三分次の決論を得て国体文案を終了した

(1) 共産党員は此の限りでない

猪別委員会における意義

二十猪別委員会は会派側副幹長以下四名組合側

より以下四名計八名を以て組織する

猪別委員会は五月一日から開催し四日迄に結論を出す

一、(1)(2)(3)(4)双方協議の結果許願を承認した

(1) 須藤

許願人

(2) 昭和二十年十月四日迄に退職願

(3) 退職金の退職者と更改す

(4) 退職金増額は認められない

(二) 以上により許願人は十月三日迄に

退職願を出すが解雇する

(三) 退職金増額は認められない

(3) 目下総連合と文染中の退職金並に一時金
支給については連合の決定による他なく妥結は
理性においてなされた。
これに対し組合側は
(イ) 共産党は排除する
(ロ) 退職金増額の件は保留する
との申入れを行った
二. 本日(三月)午後四時から平野徳光他九名であるが之等は何れも同調者
と目される人物で反対派ではない。

Summary 24

Received 2 Nov '50 275

昭和三十年 十月 三十一日（第九八号）一七〇

西日本重工業株式会社長崎造船所の

赤追放に基く人員整理について（第六報）

首標の件については屢報の通りであるがその後の状況左記の通り（追報）する

記

一、本日（十月三十日）迄に整理基準に該当せずその理由で解雇通告を撤回の許可申請方を提出した者は総計六名であったが（共）委員会に於て右の内には三日迄に辞表を提出した五名を含まれる（共）委員は一名も許可を意見を表明しなかった

二、労組執行部からは整理者を除外した残余の者全員の雇用継続方を強硬に申入れ又証言を行った模様である

其の場所、内容等は目下の処不明である

三、三月十六日午前十時から㊞堂長を除いた役員理事全員が元町五島屋旅館に会合して

同日所謂同調者たる理事通告を受けた者を

妻帯に該当しない夫の父証を持つ者あり会員打開策を講ずるに

強力陳情を局面打開策を協議する為臨時総会を開催し許可を

延年予算に於いて最低迄引上げる

元の決議をなし代表は直ちに県当局へ

陳情に赴いた模様である

（以下余白）

2

TRANSLATION (Summary)

9 October 1950

TO : Commanding Officer of Kyushu Civil Affairs Region

FROM : Chief of Fukuoka Municipal Hqs.

SUBJECT: Report on the students rally sponsored by the 1st Branch of Kyushu University

Students of the First Branch School of Kyushu University held a rally in opposition to the Red-purge at 1330 hours on 7 October in the school auditorium.

Participants: 350

Representatives:

NAKAMURA Keiji, Communist sympathizer, chairman of the Students Self-government Association.

YASUTAKE Hiroshi, Communist sympathizer, vice-chairman of the above association.

ODA Ken, Communist, secretary of the above association.

OTSUBO Yasuo, "

OKUBATA Takashi, "

NASU, "

OKADA Shogo, "

FUJINO Fusahiko, "

KISHIHARA Nobuyoshi, "

OKA, Communist sympathizer, member of the Students' Self-government Committee.

Subjects of discussion:

1. Culture Festival
2. Strengthenning the Students "Arbeit" Union.

Subjects of discussion: cont'd

3. Confidence in the Self-government Committee.

4. Red-purge problem.

In connection with the Red-purge problem, a motion was made calling for a strike.

The result of voting was as follows:

For-strike: 163

Anti-strike: 169

Abstention: 18

No resolution was passed.

Remarks:

During the rally, a picket prevented outsiders from entering the hall, and delivered leaflets.

Leaflets:

(1) Participate in the rally.

(2) Intervention of the U.S. in the Korean War.

(3) What comes after the Red-purge.

(4) Remember the 28th of September.

Translated by A. Tanaka, KCAR, L & G

Under Investigation for violation Sup Ord 311

TRANSLATION (Summary)

9 October 1950

TO : Commanding Officer of Kyushu Civil Affairs Region

FROM : Chief of Fukuoka Municipal Hqs.

SUBJECT: Report on the students rally sponsored by the 1st Branch of Kyushu University

Students of the First Branch School of Kyushu University held a rally in opposition to the Red-purge at 1330 hours on 7 October in the school auditorium.

Participants: 350

Representatives:

NAKAMURA Keiji, Communist sympathizer, chairman of the Students Self-government Association.

YASUTAKE Hiroshi, Communist sympathizer, vice-chairman of the above association.

ODA Ken, Communist, secretary of the above association.

OTSUBO Yasuo, "

OKUBATA Takashi, "

NASU, "

OKADA Shogo, "

FUJINO Fusahiko, "

KISHIHARA Nobuyoshi, "

OKA, Communist sympathizer, member of the Students' Self-government Committee.

Subjects of discussion:

1. Culture Festival
2. Strengthenning the Students "Arbeit" Union.

Subjects of discussion: cont'd

3. Confidence in the Self-government Committee.

4. Red-purge problem.

In connection with the Red-purge problem, a motion was made calling for a strike.

The result of voting was as follows:

For-strike: 163

Anti-strike: 169

Abstention: 18

No resolution was passed.

Remarks:

During the rally, a picket prevented outsiders from entering the hall, and delivered leaflets.

Leaflets:

(1) Participate in the rally.

(2) Intervention of the U.S. in the Korean War.

(3) What comes after the Red-purge.

(4) Remember the 28th of September.

Translated by A. Tanaka, KCAR, L & G

(172)

福岡警発第 [illegible] 号
昭和 [illegible] 年 10 月 [illegible] 日

CIC 隊長
福岡県軍政部長
九大警察隊長
九大文学部長 殿

福岡市長

標記の件左記の通り実施致したく候条御了承相成度

記

一、日時 昭和 [illegible] 年 10 月 [illegible] 日午後 [illegible] 時より
一、場所 福岡市内
一、目的 [illegible]
一、参加人員 [illegible] 名
一、警備 [illegible]

一、場所　福岡市松町　九大木一会教室

二、日時　自十月六日午後二時三分至同日午後六時四分

三、参集者及び代表者

議長　治会委員長　中村度治

副委員長　大平康雄　弘

書記　高橋健

高責任者　奥畑孝

（三）（二）（三）（三）（三）（三）

那須田昭吾

藤野房参

岸原信義

学生自治委員会 (三) 回

会校委員
外部よりの依頼為 四名位
参集有
四議題
(1) 文化祭の件
(2) 学生バイト募集の件
(3) 自治委員の増員
(4) 其の他

五状況

土曜半ドンのため午后
会校内には午後一般部外者を
さゞ配布午后時

恐学生は暇であるので積
集
つの如

名集ったので、3次に亘る
議長の挨拶の後、
と、試験打切等を
採決する事に決定
次の警告パイロット
ある事を力説
警告決議案
の案が否決され
賛成多数に
承認、中村委員長は
自分の信任が
に諮ったが
（裏頁続）

名集ったので、3次に亘る出席あり規定により大会を開催。
議長の挨拶の後、宮原某が文化祭に関する説明予算
と、試験打切等を理由に困難である旨を述べ採決の結
果中止する事に決定
次の警告パイロット組合の強化に努力の要
ある事を力説次の自治委員信任については十月旨
警告決議案提出委員会の結果について中村委員長
の案が否決され書記局小田健の案が採決された
承認、中村委員長は自分の案が先に否決されたので
自分の信任が万一かの問題とり採決する事に
に諮ったが否決されたので
（裏頁続）